

# 生活習慣病重症化予防における受診勧奨について

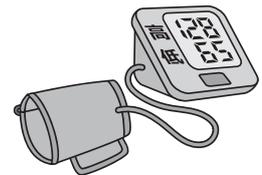
共済組合では、生活習慣病重症化予防のため、令和4年度の特定健康診査の結果から、医療機関への受診が必要な方を把握し、かつ医療機関への受診履歴がない方に対して、受診勧奨通知を送付します。

## 【実施方法】

### 1 受診勧奨域の判定条件

令和4年度の特定健康診査の結果から、以下条件のいずれかに該当する場合、受診勧奨域と判定します。

- ① 血圧(収縮期140mmHg以上、または拡張期90mmHg以上)
- ② 血糖(空腹時血糖126mg/dL以上、空腹時血糖が無い場合はHbA1c6.5%以上  
空腹時血糖とHbA1cが無い場合は、随時血糖126mg/dL以上)
- ③ 脂質(中性脂肪300mg/dL以上、またはHDLコレステロール35mg/dL未満)



### 2 対象者

上記1の判定条件に該当する方(組合員のみ)のうち、医療機関への受診履歴がない方

### 3 通知方法

所属所経由で通知します。(令和5年7月末頃発送予定。)

### 4 再勧奨

通知後、3カ月間医療機関に受診履歴がない方に対して、所属所経由で再勧奨通知を送付します。(令和6年2月末頃発送予定。)

※令和4年度の特定健康診査の結果により受診勧奨を通知するため、すでに医療機関を受診し数値が改善されている方にも通知される場合がありますことをあらかじめご了承ください。

## 【特定保健指導と生活習慣病重症化予防における受診勧奨との違い】

「特定保健指導」は、腹囲やBMIを主な基準としてメタボリック症候群に着目し、血圧、血糖、脂質の値に応じて食事や運動などの生活習慣を見直すサポートを行い、健康状態を改善する取り組みです。

これに対し、「生活習慣病重症化予防における受診勧奨」は、血圧、血糖、脂質のいずれかの値が特定保健指導の基準となる値よりも悪く、医療機関への早期受診をお勧めする取り組みです。

	特定保健指導	生活習慣病重症化予防
血圧	収縮期 130mmHg以上 または 拡張期 85mmHg以上	収縮期 140mmHg以上 または 拡張期 90mmHg以上
血糖	空腹時血糖 100mg/dl以上 または HbA1c 5.6%以上	空腹時血糖 126mg/dl以上 または HbA1c 6.5%以上
脂質	中性脂肪 150mg/dl以上 または HDL コレステロール 40mg/dl未満	中性脂肪 300mg/dl以上 または HDL コレステロール 35mg/dl未満

※「HbA1c(ヘモグロビンA1c)」とは、赤血球の主成分「ヘモグロビン」と血液中のブドウ糖(血糖)が結合した割合で、この値が高いほど血糖値が高いことを示します。

お問い合わせ先 福祉課 ☎048-822-3305